技術者資格確認書（格付基準確認用）　　　　　　　　様式３

商号又は名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業　種 | 格付け基準の対象となる技術職員数  **A-B+C+D** | 経審結果通知書の人数  **A** | 経審結果通知書から**減員**となった人数※1  **B** | 名簿記載されていない者の人数（①）  **C** | ２業種を超える者の人数（②）  **D** | 増減対象者の氏名※２ |
| 土木一式 |  |  |  |  |  |  |
| 建築一式 |  |  |  |  |  |  |
| 舗装 |  |  |  |  |  |  |
| （記載例） | ４ | ２ |  | １ | １ | 「奈良　太郎　C」  「郡山　次郎　D」 |

※１　退職した日から２ヶ月以内に新たに雇用した技術職員を除きます。

※２　人数が多い場合は別紙（様式任意）に記載してください。

◎添付書類（下記ⅱの場合は、次の書類のうち「当該資格保有が確認できる書類」のみ提出してください。）

**○雇用確認書類（１・２の両方を提出。全て写し）**

Ａ．社会保険・雇用保険加入者

　１．（社会保険）標準報酬決定通知書　　　２．（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会

Ｂ．社会保険加入者（雇用保険適用除外）

　１．（社会保険）標準報酬決定通知書　　　２．（社会保険）健康保険被保険者証

Ｃ．雇用保険加入者（社会保険適用除外）

　１．国民健康保険被保険者証　　　２．（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会

Ｄ．社会保険、雇用保険適用除外者

　１．国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証

　２．入札参加資格申請前３カ月以上の勤務状況が確認できる書類（給与台帳、出勤簿等）

※（社会保険）標準報酬決定通知書（写し）・（社会保険）健康保険被保険者証（写し）・国民健康保険被保険者証（写し）・後期高齢者医療被保険者証（写し）に、被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング等により、その箇所が見えないようにして提出してください。

○**当該資格保有が確認できる書類**（監理技術者資格者証の写し、合格証明書等の写し又は実務経験証明書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **◎格付け基準における技術職員数について**  格付け基準における技術職員数の考え方は、下表のとおり経営事項審査のものとは異なります。入札参加資格審査申請時点において在籍しており、かつ次のいずれかに該当する場合は、この書類に必要事項を記入し、所定の書類を添付して入札参加資格審査申請時に提出してください。  ※経審総合評定値通知書の技術職員数が「０」となっている場合は、必ず提出してください。  **ⅰ**入札参加資格審査申請日以前３か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、雇用期間が審査基準日以前６か月を超えていないため、経営事項審査の技術職員名簿に記載されていない場合（下表の１）  **ⅱ**審査基準日において直接的・恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では２業種までの申請となるため、資格の一部が技術職員名簿に記載されていない場合(下記表の２関係)  （例）審査基準日時点において１級土木施工管理技士と２級建築士の資格を持っている者（６か月を超える雇用者）を経審において「土木」と「舗装」の技術者として申請していた場合、その技術者は、経審総合評定値通知書において「建築」の技術者数としてカウントされていない。→この様式と２級建築士の資格が確認できる書類を提出すれば、格付け基準においては「建築」の技術者としてもカウントする（入札参加資格審査申請時点で在籍している場合に限る。）。  経営事項審査との相違点 | | |
|  | 経営事項審査 | 入札参加資格審査 |
| １ | 審査基準日以前６か月を超える恒常的雇用関係のある者のみ | 入札参加資格審査申請日以前３か月以上の常時雇用のある者 |
| ２ | 技術者毎に申請可能な業種が２業種まで | 技術者毎の申請業種数の制限なし |

＜記載要領＞

○「格付け基準の対象となる技術職員数」欄には、入札参加資格審査申請日以前３か月以上常時雇用している技術職員の人数を記載してください。

○「経審結果通知書の人数」欄には、経審総合評定値通知書に記載されている業種毎の技術職員数（「１級」＋「基幹」＋「２級」＋「その他」）を記載してください。

○「経審結果通知書から減員となった人数」欄には、審査基準日以後において退職等により減員となった人数（退職等の日から２ヶ月以内に新たに技術職員を雇用した場合は、その者を減員数には含めません。）を業種毎に記載してください。

○「名簿記載されていない者の人数（①）」欄には、入札参加資格申請日以前３か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、審査基準日以前６か月を超える恒常的雇用関係がないため、格付け対象となる経審の技術職員名簿に記載されていない者の数を業種毎に記載してください。

○「２業種を超える者の人数（②）」欄には、審査基準日において恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では２業種までの申請となるため経審総合評定値通知書に反映していない技術職員数を業種毎に記載してください。

○「増減対象者の氏名」欄には、「経営事項審査結果通知書から減員となった人数　B」、「①名簿記載されていない者の人数　C」、「②２業種超える者の人数　D」に対応する者の氏名とそれぞれに対応するアルファベットを記載してください。対象者が３名以上の場合は、欄の追加又は別紙に記載をどちらかの対応をしてください。

　　（例）「①名簿記載されていない者の人数」が１名でそれに対応する者が「奈良太郎」の場合、「奈良太郎　C」

○技術者が退職したが、退職の日から２か月以内に、該当格付要件を満たす資格を持った技術

者を新たに雇い入れた場合、退職者の退職年月日が確認できる書類（雇用保険喪失届け等の

写し）、新たに雇用された技術者の雇用開始日がわかる書類、並びに新たに雇用された技術者

の資格が確認できる書類も併せて提出してください。

**また、技術職員名簿の退職者の氏名をラインマーカーし、余白に新たに雇用された技術職員の氏名を記載して線で結んでください。**